

財団法人 日本リハビリテーション振興会寄付行為

(昭和52年3月30日 認可)

(昭和54年2月23日 変更認可)

(昭和55年3月26日 変更認可)

(昭和55年8月21日 変更認可)

(平成14年1月10日 変更認可)

(平成23年3月28日 変更認可)

## 第1章 総 則

( 名 称 )

第1条 この法人は、財団法人日本リハビリテーション振興会という。

( 事務所 )

第2条 この法人は、事務所を東京都小金井市中町2丁目22番32号に置く。

## 第2章 目的及び事業

( 目 的 )

第3条 この法人は、リハビリテーション技術の研究開発を行うとともに、リハビリテーション技術者の養成を図ることにより、リハビリテーション技術の水準を向上させ、もって社会の福祉に貢献することを目的とする。

( 事 業 )

第4条 この法人は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 リハビリテーション技術者養成のための社会医学技術学院の設置  
運営及びリハビリテーション技術者の研修
- 二 リハビリテーション技術の研究開発
- 三 リハビリテーション技術に関する情報の収集
- 四 リハビリテーションに関する知識の普及啓蒙
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な  
事業

## 第3章 資産及び会計

( 資 産 )

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生じる果実
- 三 寄付金品
- 四 その他の収入

( 資産の種別 )

第6条 この法人の資産をわけて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産、この法人の設立の後に基本財産として指定して寄付された財産及び理事会の議決を経て基本財産に繰り入れられた財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

( 資産の管理 )

第7条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって国公債その他の確実な有価証券に替え、若しくは確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管しなければならない。

3 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行に止むを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ厚生労働大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

( 経費の支弁 )

第8条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

( 予算 )

第9条 この法人の事業計画及び収支予算は毎会計年度開始前に理事長が編成し理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

( 決算 )

第10条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

( 義務の負担等 )

第 1 1 条 収支決算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても、同様とする。

( 会計年度 )

第 1 2 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

#### 第 4 章 役員及び職員

( 役員の種類 )

第 1 3 条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事長 1 名
- 二 理事 5 名以上 1 5 名以下（理事長を含む。）
- 三 監事 若干名

2 この法人に、理事の互選により常務理事を若干名置くことができる。

( 役員の選任 )

第 1 4 条 理事長は、理事の互選によりこれを定める。

2 理事及び監事は、評議員会で選出し、理事長が委嘱する。

3 理事及び監事は、相互に兼任することができない。

( 役員の任務 )

第 1 5 条 理事長は、この法人を代表し、この法人の事務を総理する。

2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

( 役員の任期 )

第 1 6 条 この法人の役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

( 役員の解任 )

第17条 役員に、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合は、その任期中であっても、理事会の議決により、これを解任することができる。

( 顧問の任務 )

第18条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 第17条の規定は、顧問にこれを準用する。この場合において同条中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

( 報酬 )

第19条 役員に対しては、報酬等を支払うことができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 職員 )

第20条 この法人の事業及び事務を処理するため、職員若干名を置く。

2 職員は、理事長が任免し、その定める職務に従事する。

## 第5章 理事会

( 議長及び定足数 )

第21条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 理事長は、理事の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 理事及び顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- ( 理事会の招集 )
- 第 2 2 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事の 3 分の 2 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事は速やかに臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の招集は、少くとも 7 日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

- ( 理事会の権能 )
- 第 2 3 条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- 一 事業計画及び収支予算
  - 二 事業報告及び収支決算
  - 三 不動産の買入れ、基本財産の処分及び担保提供
  - 四 寄附行為の変更
  - 五 解散及び解散時における残余財産帰属者の選定
  - 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

- ( 議事録 )
- 第 2 4 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 名以上が署名捺印の上、これを保存する。
- 2 議事録には、次の事項を記載する。
- 一 会議の日時及び場所
  - 二 会議を構成するものの現在数
  - 三 会議出席者氏名（書面表決者も含む）
  - 四 議決事項
  - 五 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
  - 六 議事録署名人の選出に関する事項

## 第 6 章 評議員及び評議員会

- ( 評議員 )
- 第 2 5 条 この法人に評議員 5 名以上 1 5 名以内を置く。
- 2 評議員は、学識経験者のうちから理事長が理事会の推せんにより委

嘱する。

3 第16条及び第17条の規定は、評議員に準用する。

( 評議員会 )

第26条 評議員会は評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項について、理事会の諮問に応じ審議し、助言する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会には、第19条、第21条第2項及び第3項、第24条の規定を準用する。

## 第7章 寄付行為の変更並びに解散

( 寄附行為の変更 )

第27条 この寄附行為の変更は、理事会における出席理事及び評議員会における出席評議員のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

( 解散 )

第28条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会における出席理事及び評議員会における出席評議員のそれぞれ4分の3以上の同意を得、かつ、厚生労働大臣の許可があったとき解散する。

( 残余財産の処分 )

第29条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会における出席理事及び評議員会における出席評議員のそれぞれ4分の3以上の同意を経、かつ、厚生労働大臣の許可を受けて、類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 寄付金の募集

( 寄付金の募集 )

第30条 専修学校社会医学技術学院の設置のため募集する寄付金の取扱は次のとおりとする。

- 一 募集する寄付金は、専修学校社会医学技術学院の校舎その他附設備を施設するために必要な資金に使用されるものであり、また、当該寄付金は他の財産と区別し確実な方法で管理すること。
- 二 専修学校社会医学技術学院の設置が昭和57年2月23日以内に認可されない場合は厚生大臣の承認を受けた後、募集した寄付金を類似した目的のため国又は地方公共団体に寄付すること。

## 第9章 雑 則

### ( 委 任 )

第31条 この寄附行為施行についての細目は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

### 附 則

- 1 . この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和53年3月31日までとする。
- 2 . この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和53年3月31日までとする。
- 3 . 前項の事業年度に係る事業計画及び収支予算は、第9条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

### 附 則

この改正は、平成23年4月1日から適用する。但し、適用日の前日に、現に在職する役員は、平成23年4月1日以前分については、適用しない。